

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和8年3月30日（月） 14時07分～16時30分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、佐藤顧問、鈴木伸一顧問、鈴木靖顧問、平口顧問、町田顧問

【経済産業省】

小西環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、植田環境審査係長、松本環境影響評価担当

3. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）四時風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、茨城県知事意見の概要説明

②株式会社レノバ（仮称）東通村陸上風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見の概要説明

（2）環境影響評価準備書の審査について

①のぞみエナジー株式会社、球磨風力発電合同会社（仮称）球磨村風力発電事業

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、環境大臣意見の概要説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）四時風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、茨城県知事意見についての質疑応答を行った。

②株式会社レノバ「（仮称）東通村陸上風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見についての質疑応答を行った。

(3) 環境影響評価準備書の審査について

①のぞみエネルギー株式会社、球磨風力発電合同会社「（仮称）球磨村風力発電事業」

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、環境大臣意見についての質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)四時風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、茨城県知事意見の概要説明>

○顧問　それでは、1件目の審査に入りたいと思います。(仮称)四時風力発電事業、環境影響評価方法書の審査になります。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしく願いいたします。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問　私からは、補足説明資料に関して2点お伺いいたします。まず、補足説明の12番、大気測定局の選定のところをよろしく願いいたします。こちらですけれども、最初質問した趣旨としましては、方法書に掲げられたデータ整理の地点のほかにも、環境省のサイトを確認すると幾つかありました。その中でこの地点を選定した客観的な理由をお聞きしたいということで御質問いたしました。二次質問、二次回答を受けて大体理解したのですが、もう一度再確認したいと思います。この次のページ、青字で書かれた事業者の見解という部分があって、長い文章で、一通り私の理解を申し上げます。結局、対象事業実施区域から最寄りの一般局の観測地点を選定して、まず花ノ井というところを選んだけれども、そこはSO₂のみの観測点であるので、それ以外の測定局、ヨウ素を測定している上中田を選定したと。それから、隣県の最寄り地点である北茨城中郷を選定した。あと、一般環境大気局のうち最寄り地点、平を選定した。と私は理解したのですが、その理解でよろしいのでしょうか。事業者の回答、お願いいたします。

○事業者　ユーラスエナジーです。先生おっしゃっていただいたとおり、御理解のとおりで合っております。

○顧問　分かりました。そうすれば、地点選定が客観的に行われたということを図書に書いた方がよいので、準備書のときは工夫して記載していただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者　承知いたしました。準備書において反映させていただきます。

○顧問　それから、次が19番の放射線のところですが。今回の事業を行うところが福島県ということもあって、県知事意見の方にも放射線の影響に関して記述がありました。それに関連して、私ももう一件、大気質関係の先生からも懸念が、同様の意見が42番に出ています。工事によって、放射線が、土壌の表面や表層中のものが拡散したりしないか、それ

による放射性物質が周囲に飛散しないかということ懸念して、こういう質問をしました。事業者さんとしては、工事の実施前に濃度を測定して確認されるという回答ですが、ここでもう一点お聞きしたいのが、工事の実施前の確認のほかに、例えば、空間放射線量率とか、そういうモニタリングをしながら工事をするとかということは考えていないのでしょうか。お願いいたします。

○事業者 ユーラスエナジーです。御指摘ありがとうございます。大気質関係の先生からいただきました御質問に関しまして、もちろんのことながら、進めていく中で工事の影響とかも気になってくる場所かと思っておりますけれども、まずは工事前の影響に関しては確認させていただくような方向で調整をさせていただきまして、環境監視に関しても、今後、結果を踏まえた上で検討させていただければと考えております。

○顧問 多分、工事前の確認でそんなに線量は高くなくても、土壌中からどれぐらい濃縮されたものが出てくるか分からないので、できれば工事中のモニタリングもしっかり行うようにしながら進めていただければいいかと思えます。以上です。

○顧問 ありがとうございます。事業者さんもよろしいでしょうか。それでは、植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の21番、専門家へのヒアリング内容についてということなのですが、私の質問から下から2行の「『調査地点設定については、あくまでも植物の保全の観点に限った意見』とありますが、植物の場合は立地保全とも係わっておりますので、当を得たものではありません」という私のコメントだったのですが、これ、元の文章をよく読んだら、私の方が勘違いしておりました。専門家の方は、植物の保全に関してはこうけれども、ほかのものに関することは特に問題ありません、というような文章でしたので、これ私の勘違いということで、このところおわびいたします。すみません。それから、35番、お願いいたします。このところで、植生調査の仕方は不定形な形でやるようにしてくださいというお願いがあるのですが、お答えの2行目、ポチ2つ目のところで、「コドラート調査は、植生の状況、地形及び樹高を基に方形枠を基本として設定いたします」という答えだったのですが、基本が方形枠ではないのですよと私が言ったので、その次の行に、「方形枠にこだわらず現地状況に合わせて設定いたします」と書いてあるので特に問題はないのですが、この文章がちょっと気になったのですが、ここはどういうお考えなのでしょうか。

○事業者 アセスメントを担当させていただいている東洋設計です。方形枠にこだわら

ずというのが最終的な結論にはなるのですが、これまで弊社で実施したときには、基本的には方形枠をまず設定した上で実施をしておりました。一般的に広い植生が存在する場合には、不定形というよりは、その植生を判断できる方形枠が設定できれば、そういう中で調査を実施するという方針で進めておりましたので、今のところ、現地を確認する限り方形枠で設定することも可能かなと思いますので、一応、まず基本的にはその設定方針で、あとは植生の状況を見て、植生を正しく把握できるような範囲に設定を調整するという方針で書かせていただいたものになります。

○顧問 分かりました。ただ、これ基本が不定形なのですよね。ブラウンブランケ法の基本は不定形になっておりますので、その辺のところはもう一回テキスト等読んでいただいて、なるべく不定形で慣れていただいた方がよろしいかなと思います。特に地形ですね。尾根筋ですとか、これは絶対に方形では取れませんので、その辺御対応をお願いできればかなと思います。それから、方法書の方で、前回、私、時間が余りなくて検討できなかったのですが、先ほど見たら、結構追加でお聞きしたいところがありましたので、よろしいでしょうか。数点あるのですけれども。

○顧問 どうぞ、お願いいたします。

○顧問 まず1点目、方法書の373ページから376ページになります。これ動物のところかなと思うのですけれども——動物ではないか…。植生図が出てくるのですけれども、この植生図の引用がないので、これは独自に作られたものなのか、あるいは環境省の植生図の、ここだけを切り取ったものなのかがはっきりしないので、もし引用であれば、それを明記してほしいということなのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 東洋設計です。おっしゃるとおり、引用元が抜けておりました。環境省の現存植生図をベースとして記載をさせていただいております。

○顧問 はい、ありがとうございます。了解しました。それから、389ページ。準備書の段階で植生調査をする地点があらかじめ設定してあるのですけれども、これはこれで結構なのですが、調査する時期が秋の9月下旬から11月上旬にかけて1回と書いてあります。これたくさん数があるので、1回も大変かなとは思っているのですけれども、植生の調査適期というのがあって、それが秋とは限らないわけですね。春でないと適期がないというような場合もありますし、夏でないとだめだというようなこともあります。これは1回ということではなくて、植物の調査のときと並行してやられた方が間違いないのではないかなと思いますので、そういう対応をお願いしたいということなのですけれども、いかがでしょうか？

○事業者 東洋設計です。おっしゃるとおり、植物の生育状況については四季において変わりますので、植物相の調査のときに全体的な把握をした上で、植生調査の適期について再度検討させていただきたいと思っております。秋と書かせていただいたのは、基本的に植物がある程度生育し切って、もう出てくるものがこれから先はないよというような時期という認識で、一応秋とさせていただいたのですが、秋、ピンポイントというわけではなくて、ある程度の幅をもって現地の方を確認させていただいた上で調査をさせていただく、一応そういった意図もありました。なので、今後も検討させていただいて、適期というのを検討したいと思います。

○顧問 はい、了解しました。書きぶりといえますか、1回と書かない方がよろしいかなと思っております。それで、また現地調査に入っていく中で必要なものが出てきたり、この場所よりも違うところに移した方がいいかなというのが出てきますので、その辺のところは臨機応変に現地踏査をする中で再決定していけばよろしいかなと思っております。ありがとうございます。それから、発電機を設置する位置なのですけれども、具体的な位置がないのですよね。植生調査をする位置を決めるときに、発電機を設置するところというのは、必ず改変をする場所、あるいは道路で拡幅するところは改変が伴うので、そういったところはデータが欲しいわけですよね。ですから、植生調査地点も、発電機を設置する場所を中心にといいますか、極力そういう場所を調査してほしいかなと思っております。具体的な場所、まだ決まってないのですよね。

○事業者 ユーラスエナジーです。植物関係の先生、御意見ありがとうございます。風力発電機の設置の位置について、方法書に記載できてなくて大変申し訳なかったのですが、補足説明資料の2ページに図1 風力発電機の設置予定位置を掲載しております。こちら、先生に見ていただくに当たっては、植生図等の重ね合わせがあった方がより分かりやすいものになったかなとは思っておりますけれども、一応非公開資料として掲載させていただいているところになります。

○顧問 すみません、私が見落としていたということですね。はい、分かりました。そのようにお願いいたします。

○事業者 調査地点の選定に当たりましては、風力発電機を含めて改変区域の周辺、網羅できるような形で設定させていただきたいと考えております。

○顧問 よろしくお願いたします。それからあと、調査地点の設定の仕方です。細かいことで申し訳ないのですけれども、教科書的にいうと、いい場所というのですかね、均

一的で、ある一定の広がりを持ったところがあるのですけれども、ただ、環境アセスメントの場合には必ずしもそうではなくて、ここは改変を伴うところにある植生で、不安定だったり断片的なものだったりする場合がありますのですけれども、そういう場所も必要になってきますので、必ずしも教科書的なスタンドを設定する必要はないと思いますので、現場での対応をお願いできればなと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 はい、ありがとうございます。ユーラスエナジーです。そちらの点も留意しながら進めさせていただければと思います。

○顧問 それから、凡例なのですけれども、これも環境省植生図の凡例は特に関係なくて、現場を調査して組成表を作って、区分できた群落名を使っていたらいいなと思います。環境省の植生図は全国统一凡例ですので、あれは現場にはふさわしくないものが結構入っている場合がありますから、現場にふさわしい名称を使っていたらいいなと思います。

○事業者 御意見ありがとうございます。植生図に関しましても、既設のユーラス田人ウインドファームも含めまして本事業の対象事業実施区域を網羅できるような形で作成させていただきたいと思いますので、その際、凡例も併せて修正させていただければと思います。

○顧問 よろしくお願いたします。あと、最後なのですけれども、重要種に関して、重要種の場所と生育の分布のチェックだけではなくて、重要種が出てきたら植生調査をやってほしいのですね。私、あまり言うとなされる場合が多いかなと思うのですけれども、重要種が出てきたら植生調査をしておきませんか、不測の事態といいますか、移植をするという話になったときに、ではどういう場所に移せばいいのかとか、そういった情報が植生調査をすることによって得られるわけですので、その辺のところも、労力的に大変と思われるかもしれないですけれども、その方が楽かなと私は思います。是非取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。東洋設計です。只今の御意見を踏まえまして、少し検討させていただければと思います。

○顧問 是非前向きにお願いできればなと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

○顧問 ありがとうございます。それでは、景観関係の先生、お願いたします。

○顧問 ありがとうございます。私は方法書の枝番号4-74から4-77、296ページの

景観のところで御質問させていただきます。方法書を拝見しても、この周辺の美しい山岳ですとか牧場、そういったところに影響が大きいということが予想されます。その回避の方法として配置計画を検討するということを示してくださっているのですけれども、幾つかこういう配置の複数案を示していただいて、そのシミュレーションがあると、より影響の回避の妥当性が検討できると思いましたので、配置計画を行うときには複数案での配置のシミュレーションもしていただきたいと思いました。いかがでしょうか。

○事業者 東洋設計です。複数案があった方が当然検討する材料としては非常にいいかと思しますので、只今の意見を踏まえて検討させていただければと思います。

○顧問 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○顧問 ありがとうございます。では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。では、私から少し確認させていただきます。補足説明資料の31番、お願いできますでしょうか。御回答はこれで結構です。これに沿って進めていただければと思いますけれども、確認ですが、まず、1日のうち19時から7時までということは、こちらは夜間ということですね。

○事業者 東洋設計です。おっしゃるとおり、夜間を対象に音声を録音しようと考えております。

○顧問 7時だと、多分朝の時間も入ると思いますけれども、基本的には夜間の鳥類を確認するということになりますか。

○事業者 はい、おっしゃるとおりです。

○顧問 はい、分かりました。それから、こちらのレコーダーですと、通常のICレコーダーとは違いまして、かなり長い期間録音はできると思うのですけれども、今回3日間としているのは、調査の期間の関係なのか、あるいは聞き取りに時間がかかるとか、そういう関係なのか、その辺り少し教えていただけますか。

○事業者 東洋設計です。おっしゃるとおり、全ての期間、全て音声を聞きながらということでは難しいので、3日間程度サンプリングして実施する方針を今のところ考えております。

○顧問 分かりました。録音自体も3日間なのですか。

○事業者 いえ、録音自体は連続して録音しますので。

○顧問 はい、それでいいと思います。実際聞き取り、あるいは確認となると、かなり時間がかかるとお思いますので。今後は自動化できると一番いいのかもしれませんが、その

辺りも見据えてですね、録音期間は長めに取っていただいて。ただ、作業時間はかなり要すると思いますので、3日間程度で処理していただくということでもよろしいかと思います。ありがとうございました。それから、補足説明資料の38番です。こちらはお答えいただいているので構わないのですが、少し関連して方法書の396ページを開いていただいた方がいいですかね。今、典型性でカラ類を選定していただいているところが多いと思うのですが、質問したのは、多分、餌量調査の地点についてお聞きしたと思います。一応、ビーティングとスウィーピングで調査を行うということですが、ターゲットは何になりますか。

○事業者 主に樹上性昆虫になるのですが。

○顧問 樹上性のこういった分類群、というか目レベルで。

○事業者 昆虫全てですね。基本的に範囲を決めずに昆虫類を全てと考えております。

○顧問 なかなか仕分けが難しいのかもしれないですけども、今回、対象がカラ類です。まずは事前に、カラ類自体がどういう採餌場所で、どういうものを食べているかという既存情報、既往知見がかなりあると思いますので、そこは整理していただいて、もし可能であれば、少し中身を精査していただいて、あまり食べないような餌が入っているような分類群、昆虫目に相当すると思いますが、その辺りは全て一緒にいいのかというのは御検討いただきたいと思いますけれども。

○事業者 ありがとうございます。現地でどこまで細分化できるか、実際にやってみないと、というところはあるのですが、ある程度の分類群ごとに集計できれば、文献の情報を基に選択することも可能かなと考えておりますので、そのように検討させていただければと思います。

○顧問 その辺りは、既存の生態に関する知見と対応関係が分かりやすくなるよう、準備書の方ではまとめていただければと思います。それから、調査の際はポイントセンサスですので、基本的には個体数というか、記録数ですかね、確認数を見ていくことになると思うのですが、できれば、今回、餌との関係を見ておりますので、ポイントセンサス（定点）のところで、見られる範囲で採餌行動が見られたら、どういう場所で餌を取っていたのか、あるいはどういう大きさ、推測される種類、大まかな種類ですけれども、そういったものを食べていたのか、そういった情報は現場で記録しておいていただいて。情報が集まったようでしたら、それを集計して準備書の方にも載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 東洋設計です。基本的には鳴き声の確認が多くなるかなと思うのですが、採

餌行動等が確認された場合には、それが何を食べているのか、どういう環境で採餌しているのかというところを、可能な限り情報を収集したいと思います。

○顧問 ポイントセンサスだと、目視で観察して、そこまでデータを集めるのは難しいかもしれないですけども、見られた場合については、できるだけ集めていただければと思います。それから、植物の餌資源については、植生調査結果を使うように書かれているのですが、こちらは何を想定して、どういう評価をされるのかというところが少し気になるのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 こちらでも、一応カラ類について餌資源の既存資料については収集をしております、ただ、まだ検討しているところではあるのですが、植生調査の中で特にカラ類が利用しそうな樹種であったり、木の実とかをつけるような樹種があった場合には、その量をなるべく定量的に把握できるような手法を取りたいと考えております。

○顧問 これは種子に着目しているということですか。

○事業者 基本的には種子であったり、果実を一応ターゲットにしています。

○顧問 その辺りの整理も、植生調査からどこまでできるのかということで検討していただければと思います。植生調査ですと、基本的には被度、優占度といいますけれども、階級値になりますので、どこまで検討ができるか。毎木調査に比べると、定量精度は、階級値になるのであまり細かくは出てこないと思うので、その辺りは整理の仕方に留意していただければと思います。それから、方法書の120ページ、枝番号3-100、お願いできますでしょうか。こちら場所が福島県の南の方になりまして、かなり茨城県に近いところですね。茨城県の北の方、花園溪谷に近いところになるのですが、恐らく、この辺りに国有林の中で小川の学術参考林、長期生態調査、観測を行っているところがあると思うのですが、それは認識されていますか。

○事業者 ユーラスエナジーです。対象事業実施区域と隣接する形で小川保護林があることは承知しております。

○顧問 そこは結構重要なモニタリングのコアエリアになっていますので、重要な自然環境としては挙げていただいた方がいいのではないかと思います。こちら資料調査で、配慮書の段階で整理されたのでしようけれども、少しその辺は準備書に向けてもう一度検討していただけますかね。

○事業者 ありがとうございます。小川保護林の方は現地調査等も行われていることは承知しておりますので、その辺りも含めて準備書で反映させていただければと思います。

○顧問 当然、樹木の調査はずっとモニタリングでやっていますが、これは動物関係の先生にもしかするとお聞きした方がいいかもしれないですが、鳥の研究者なども一緒に入って何か調査を行っていたようなことを記憶しておりますので、できればそういった情報を、公開されているものは引用していただく、場合によっては少しヒアリングしていただくとか、そういったことを進めて、小川の研究者の方とも情報を交換しておいた方がいいのではないかと思います。風車が建てばこちらにも影響してくると思いますので、その辺り進めていただけますでしょうか。

○事業者 ユーラスエナジーです。茨城県の審査会委員の中にも研究員の方がおられまして、適宜、ヒアリングを行って情報を共有しながら行っていけたらと思いますので、承知いたしました。

○顧問 よろしく願いいたします。動物関係の先生から何かその辺りでございますか。

○顧問 小川の保護林に、私どもの森林総合研究所を中心として各大学等も共同で長期的に森林生態系を観測している場所がございます、先ほど先生からも御紹介いただきましたように、環境省の「モニタリングサイト1000」の森林コアエリアということになっております。公表できる結果は、順次ウェブサイト等でも公表しておりますし、既に論文としても公表されているものも多数あります。必要に応じて関係の専門家に聞き取り調査をしていただければと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○顧問 ありがとうございます。そちらの方、是非御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。私からは以上ですが、ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。それでは、本件の審査はこれにて終了したいと思います。事前にコメントもいただいていると思いますので、そちらも参考にして、今後、準備書に向けて進めていただければと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。本日も審議ありがとうございました。本日も様々コメントいただきまして、植生や景観であったり、また、鳥についても採餌行動などについて様々御知見、コメントをいただいたところでございます。また、保護林につきましても、事業者におかれましてはよく専門家の話を聞いて進めていただくようお願いいたします。そして、放射線につきましても、土壌中のものについての事後調査、大切な項目、ポイントの1つかと思いますので、そちらもよく検討の上、準備書に進んでいただくようよろしく願いいたします。ほか、本日欠席の先生からも補足説明資料の中で様々コメントなどいただいておりますので、それも是非検討のほどよろしく願いいたします。このよ

うな形で進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○顧問 はい、それで結構です。よろしく願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。それでは、事業者におかれましても、ありがとうございました。これで本日1件目の審査について終了いたします。

(2) 株式会社レノバ「(仮称)東通村陸上風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見の概要説明>

○顧問 それでは、2件目の審査、(仮称)東通村陸上風力発電事業、環境影響評価方法書に進みたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしく願いいたします。植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 1か所だけなのですがすけれども、補足説明資料の15番、お願いします。ここで植生の概況についてという質問をさせていただいたのですが、これに関連して植生自然度が出てくるのですが、次のページ、お願いできますか。植生自然度の説明があるのですがすけれども、この植生自然度8の二次林(自然林に近いもの)の備考のところ、「二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く」という記述なのですがすけれども、この「全く自然ではない」というところが気になったのです。この表現についてお聞きしてよろしいでしょうか。

○事業者 こちら植生自然度についての御質問だということですがすけれども…。

○顧問 備考欄がありますよね。植生自然度8の備考のところ、「二次林のうち、全く自然ではないが」という表現が使われているのですがすけれども、これは、全く自然ではない、ということはないと私は思うのです。この表現が使われた理由、意図をお聞きできればと思うのですが。

○事業者 方法書でいうと122から129ページということですね。方法書の3章に該当しますでしょうか。

○顧問 今、私分からないのですがすけれども。補足説明資料しか見てなかったのです。

○事業者 建設技術研究所と申します。御指摘のところは、出典の方に書いてある、環境省の植生の自然度区分のところから引用してきた文言と認識しています。

○顧問 そうですか。すみません、分かりました。これ環境省が間違ってますね。私も植生図の担当をしているので、すみません、私どもに責任があるかなと思いますけれども。

分かりました。伝えておきますので。ただ、これ全く自然ではないのではなくて、要するに、二次林が発達して、だんだん極相に近づいていって自然林に近づいているというものです。ですから、「全く自然ではないが」という表現はちょっとおかしいですね。了解しました。ありがとうございます。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。私も今確認をしましたけれども、2万5,000分の1の植生図を基にした植生自然度について、PDFの冊子になりますが、確かにこちらの文言が書いてあります。これは、あまり適切ではないかもしれないですが、こちらを引用していただいたということで本件については特に問題ないかと思うのですが、この表現は気になりますので。アセス図書の中に備考としてあえて書く必要がなければ、書かなくてもいいと思いますし、必要に応じてここを引用していただくという形でもいいかと思っておりますので、少しその辺りは整理していただければと思います。

○顧問 すみません、環境省の間違いだというのが分かりましたので、これ対応していただくように私からも環境省の方に提起したいと思っております。どうもありがとうございます。

○顧問 適切でない表現と私も思います。ありがとうございます。では、ほかに。景観関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私の方から、ページの336から339のところの景観の項目でコメントしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○事業者 はい、お願いします。

○顧問 こちらの調査対象地は下北ジオパークにも含まれていて、ジオパークは地質もですけれども、その地質から成る景観も重要なところだと思っていまして、大事な保護エリアの1つかなと認識しています。図書を読むと、下北ジオパークの影響のところをもう少し詳細に、どういう影響が出るのかというのを記載いただいた方がいいかなと思ったのと、先ほどのも伺っていて、こういったアセスメントの影響とか自然の、ジオパークの皆さんとも情報交換というか、ヒアリングをされたりしているのでしょうか。すみません、2つ交ざってしまっているのですけれども。準備書の予測結果のところには、ジオパークとしての影響が景観としてどうなのかを記載いただけたらいいなという点と、ヒアリングをされているのか。景観だけでなく、ジオパークの方に、今回のアセスを通じてヒアリングされているのかをお伺いできたらと思います。

○事業者 建設技術研究所です。御指摘のジオパークの評価につきましては、今御指摘

いただいた箇所は、計画段階、配慮書の時点で文献調査を中心に整理して評価したものになりますので、今後、現地調査を進める中で、さらに現状のジオパークの状況も把握して、予測、評価を丁寧に実施していく予定でございます。ジオパークの関係者の方には、配慮書、方法書の時点でもお話はお伺いしているのですが、今後、現地調査の結果ですとか、それを踏まえた予測、評価の結果についても、都度、協議しながら進めてまいりたいと思います。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。では、私から少しお聞きしたいと思います。まず、補足説明資料の12番、お願いいたします。青森県のゾーニングです。共生条例というものに当たるのですが、正確には青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例ですね。こちらで保護地域と保全区域と調整区域、それぞれ定義がされていて、どういうものかが書かれていると思います。その中で、まず確認ですけれども、「保全地域は、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域」と書かれております。もちろん、個別の事業で基本的には重要な影響が出ないようにしつつ、住民との合意形成を進めていただくという方向にはなると思うのですが、これだけ他の事業が周辺にあるという状況で、重大な影響が生じずにということが実現できるのかどうかという点、その辺り青森県さんの方でどのようにお考えになって情報交換を進められているかについて、少し事業者さんからお答えいただけますでしょうか。

○事業者 レノバと申します。青森県さんであり、東通村さんとは協議をしております。重大な影響があるのかどうかというところに関しては我々も直接話を聞いているわけではないので、どう評価されているかは分からないのですが、少なくとも東通村の方ではこの条例に合わせるような形で、東通村の方で農山漁村再エネ法に関連する協議会というのが立ち上がっています。その中で、それぞれの個別の事業の影響であり、かつ、既に複数の事業者、近隣で計画しているそれぞれの事業者が、委員として参加するような形で、今、それぞれの事業を、村としてどうしていくかというようところが協議をされています。その結果として、許可されたときには、村であり、また県の方としては、影響が適正な範囲で成り立つのではないかという判断がされるものと考えています。

○顧問　ありがとうございます。基本的には、地域あるいは自然環境、景観と共生するような重大な影響のない形での風力発電の推進ということになりますので、時間遅れでいろいろなものが入ってきて累積的影響が生じるというのは、そもそもの趣旨には沿っていない。やはり累積的影響を大きくは出さないような形で進めていく必要がある。そもそも、ゾーニングはそういったところに意義もあるのではないかと考えております。今後どうなるかは協議次第になるのかもしれませんが。もちろん、準備書を提出していただく際には、個別事業としての重大な影響の有無もそうですけれども、累積的影響というと、普通は既設のもの、あるいは内容の分かっているようなものということになるのですが、このケースでは保全区域ですので、協議も含めて他事業者さんがどういうことになっていくのか、まさに将来のこの地域の像、このくらいまでの容量でしたら入れても共生が可能であるという全体像を示していただかないと、個別事業でこうでしたということでは、準備書としては不十分ではないかと思っております。今お話しいただいたことも含めて準備書の方では少しその辺りを丁寧に書いていただいて、一応合意が取れましたという全体の流れ、それから、保全区域ですので、将来どういう形であるべきなのかも含めて書いていただきたいと思っておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者　レノバです。承知いたしました。今後の準備書の中で、累積影響につきまして今検討しているところとしましては、騒音、超低周波音、水質、風車の影、コウモリ類、鳥類、景観については情報収集に努めて、できることから累積影響を評価していきたいと考えています。また、今後、青森県の条例に関しても、今まだ始まった段階ですので、準備書の段階になったときに、計画は他事業者も含めてどのように手続をしていくか、どのように進めていくかということも準備書に記載できればと思っております。御意見ありがとうございました。

○顧問　ありがとうございます。もちろん、個別の項目での影響予測もそうなのですが、細かいところ以上に、全体での計画というところが重要になってくるかなと思いますので、そこら辺は丁寧に進めてまとめていただければと思います。よろしくお願いたします。

○事業者　ありがとうございます。

○顧問　それから、あとは少し細かいところになりますが、補足説明資料の34番。元の質問から外れるかもしれないですが、今、生態系の典型性の注目種・群集の方で、鳥類群集、森林性鳥類群集、草原性鳥類群集、こういったものを取り上げていただいているのは

方向性としては非常に良い方向なのではないかなと思っておりますが、たくさんの種類が集まっている群集を扱うとなると、従来どおりの生態系でやってきた餌も含めて調査するのがなかなか難しいのではないかとこともあります。こういった形でコメントを出させていただきましたけれども、現状の方法書に書かれているような内容を見ますと、ベイトトラップ、こちらは恐らく地表徘徊性の昆虫類、甲虫か中心になりますかね。それから、ライトトラップは夜間ですので、ガとか、甲虫類も入るかもしれないですけども、ライトで誘引するような調査になりますし、そういった意味ではビーティングとかスウィーピングも併用していただいた方が良いでしょうというような形でコメントさせていただいて、一部検討いたします、ということでお答えいただいています。これはこれで、お答えいただいたので進めていただければと思いますが、具体的に、例えば地上で餌を取る鳥類にとって、ベイトで捕られるような昆虫で十分なのかというと、種によってはミミズを多く捕っているとか、そうなってくると、今度はまた別の調査、土壌動物の調査をやらなければいけないですし、あれもこれも餌を調査するとなると、相当大変なものになってくると思います。もちろん、一応手引とか前例の方で餌資源を使って調査をするような流れができていますので、どうしてもそれに沿った影響予測、評価になってこざるを得ないのかなとは思いますが、多種になると分かりにくいところもありますので、その辺りは少し精査して。どういった方向で鳥類群集を選定して、どういう方向で典型性の生態系に結びつけるようなところで評価を行っていくのか、構成種の生態、どういったところに住んで、どういったところに営巣場所を持って、どういったところで餌を食べているとか、全体像、食物連鎖関係、そういうのを勘案して、少し整理していただいて。何でもかんでもやって結果がまとまらないという形にはならないように。それは効率も悪いと思いますので、その辺御対応いただければと思います。もし何か事業者さんからございましたらお願いいたします。

○事業者　こちら建設技術研究所でございます。いただいた意見を参考に、今後の現地調査や以降の検討の方、進めてまいりたいと考えてございます。

○顧問　結果を分かりやすくということですので、必要以上にいろいろなことを調査するというだけでなくとも良いと思いますので、その辺りは十分検討されて、上手に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者　はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○顧問　それから、知事意見、開いていただけますか。動物のところのエですね。一般

的にはポイントセンサスと任意観察ということで行っておりますし、手引もそういう形で書いておりますので、それはそれとして従来どおり進めていくということになると思います。今回、もちろん夜行性のものが把握できないということもありますし、物によっては長期で録音しておけば貴重な種の鳴き声の確認ができるということで、知事意見の方で夜間及び早朝の自動録音調査、前の案件でもこの話が出ました。今、自動録音調査はすごく性能がよくなってきて、長時間録音できるようになってきていると思います。ただ、その分データの処理が非常に大変になりますけれども、事業者さんとしては、知事意見で実施することと書かれているので、実施されるのかもしれないですけれども、その辺り少しコメントいただけますでしょうか。

○事業者 建設技術研究所でございます。いただいた御意見に沿って、音声録音調査の方も実施する計画としてございます。

○顧問 ありがとうございます。まずは実施していただいて、その結果を準備書に載せていただくことになると思います。そのときにいろいろ詳細な情報を書いていただくと、どういう形でデータを処理したのかとか、また参考になると思いますので、是非その辺りは詳細に書いていただければと思います。あとは、録音データがたくさん取れてくると、今、自動処理もある程度はできるようになっておりますし、それから、全てを聞き取るのではなくて、ピンポイントでこの辺りを聞き取った方がいいというような、論文等、いろいろ情報も出ておりますので、そういったものを参考にして効率的に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 はい、かしこまりました。

○顧問 私からは以上になりますが、ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、事前にいろいろとコメントもいただいていると思いますので、それと、今回いただいた御意見等参考にして、こちらは他の事業者さん、あるいは県・村との関係、非常に重要になってくると思いますので、この辺りもきちんと踏まえた上で進めていただいて、準備書に向けて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、本件の審査はこれにて終了したいと思います。事務局の方にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。2件目につきましても審査いただきまして、ありがとうございます。鳥類や景観につきまして準備書に向けたサジェスチョンを様々ないただきました。下北ジオパークについては、準備書に向けまして、よく検討や調整のほどよろしくお願いいたします。また、県の条例に基づくゾーニングとの兼ね合い、地元の政策と

の整合性も重要なポイントとなりますので、既に協議会も設置して調整はしているかとは思いますが、最終的には、準備書の中にもできる限り記載をいただければと思いますので、事業者におかれましてはよろしくお願いいたします。ほか、本日の欠席の顧問からも補足説明資料の形で質疑や指摘などを受けております。そして、県知事意見につきましても、事業者におかれましてはよく検討の上、次の準備書の作成に向けて対応をよろしくお願いいたします。以上のような形で取りまとめの上、次に進んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○顧問 はい、そのまとめで結構です。進めてください。よろしくお願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。それでは、本日2件目となります審査、これで終了したいと思います。

(3) のぞみエナジー株式会社、球磨風力発電合同会社「(仮称)球磨村風力発電事業」

<準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、環境大臣意見の概要説明>

○顧問 それでは、3件目、(仮称)球磨村風力発電事業、環境影響評価準備書の審査に入りたいと思います。準備書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、そして環境大臣意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしくお願いいたします。大気質関係の先生、よろしくお願いいたします。

○顧問 私からは2点ほどお聞きしたいと思います。まずは、補足説明資料のNo.12、お聞きできますでしょうか。周辺の他事業者との調整状況についてですね。これに関して、特に近隣に大関山風力発電事業というのが計画されていますので、これとの調整状況をお聞きしました。これに関してさらにお聞きしたいのが、大関山風力発電事業は現在、方法書段階になっているので、こちらの事業よりは遅れるとは思いますが、その辺、工事が工程的に重なったりするようなことはあるのでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。のぞみエナジーです。詳細な工程は今後確認していかないと分からないというのが正直なところではあるのですが、今の状況で、我々の方で、例えば地元の役場でしたり、地元のコミュニティーの方々とお話ししている限りは、準備書の手続きが具体的に進んでいるというお話はまだお伺いしておりませんので、基本的には通常どおりの工程感でいけば、我々の方が先になるのかなとは思っている次第

でございます。

○顧問 工事が重ならないように、他業者ともしっかり情報交換をして進めていただくようにお願いします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 あと、もう一点はNo.34、お問い合わせできますでしょうか。こちらは水の濁りに関しての最大1時間雨量の設定に関する質問をしました。これに関しては、回答はそれでよろしいのですが、改めて準備書の資料を拝見したところ、ここの一勝地のアメダスと、あともう1か所のアメダスの最大1時間雨量の記載が少し違うのではないかと思ったのですが、事業者さん、いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御質問の件ですけれども、準備書の630ページに記載されている表のことかと存じます。

○顧問 はい、そうです。

○事業者 そちらに関しましては、御指摘のとおり、年間最大雨量というところでは、気象庁のホームページで示されているものと最大時間雨量が異なっているのですけれども、これは気象庁で示されている方が1分ごとの前1時間値、一方で、準備書の中でお示ししているのが正時値の前1時間値のデータを整理した内容となっておりますので、データが異なるため最大時間雨量が異なっております。

○顧問 分かりました。その辺を表の下の注意書きに少し書いておいていただいた方がいいかもしれませんね。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 気象庁のホームページだけを見てデータを調べる方がいらっしゃるかもしれないので、そういうとき、今のことが分かるようになっていた方がいいと思います。そこをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。御指摘のとおり、評価書で注釈に記載させていただきます。

○顧問 あと、関連して、この1時間雨量の最大値の設定に関しては知事意見でも意見が出ているのですが、知事意見の2ページ目の水環境、水質のところ。「通常の降雨に加え、例えば1時間当たり100mmを超える降雨も考慮するなど」とありますが、これに対してはどのように対応されますか。

○事業者 のぞみエネルギーです。100mmを超えるところについては、今後、詳細設計を

実施していきますので、実際、現地の雨量をベースにした計算を詳細設計の中で行いながら、あとは農地転用等も今後必要になってきますので、その辺りの許認可の協議等、そういったところも確認しながら設計については確定していきたいと考えております。あと、この辺り雨量が非常に多いというところで、実際の工事といったタイミングにおきましては、巡視点検をしっかりと行う等しながら、例えば、沈砂池の中にいろんなものが溜まらないような形で適宜対応していくというところを今考えております。

○顧問 分かりました。そうすると、沈砂池の設計に関しても、今後もう少し再検討されるということでもいいわけですね。

○事業者 はい、そうです。

○顧問 では、よろしく申し上げます。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。景観関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは、資料2-3-3の意見概要の7ページと、それに対応した準備書の1,680ページと1,681ページについて御質問させていただきます。よろしいでしょうか。意見概要のところ、見上げる角度、仰角の予測、評価もしてほしいという意見が出ていました。その中で、垂直視野角で今回は調査、予測をしていて、大きな影響はない、違いはないというような内容だったかなと。垂直視野角でなくて、仰角を合わせた記載をしてくださいという御意見だったと思います。こちら仰角と書かれているのは、垂直視野角は目に入っている大きさの指標になるのですけれども、仰角は実際に首を上げて見上げるというところで、圧迫感だったり、具体的なストレス、負荷的などもよりかかっていくものになりまして、準備書の1,680ページですとか1,681ページのような近景に近く見上げられるものは、この意見にも出ているように、実際に現場では目に入って見上げて見られているので、その圧迫感もきちんと評価をしてほしいと。そこが、意見書の中の心配されている点なのではないかなと思いました。そのため、仰角と垂直視野角とでは、それぞれ測る指標となっている目的が違いますので、近くで見えている、実際に見上げて圧迫感を感じやすいものは、準備書でその旨記載いただいた方がいいのではないかなと思ったところです。以上です。

○事業者 日本気象協会でございます。仰角についての御意見、ごもっともかと思うのですけれども、仰角については評価の仕方もないので、例えば、記載はできたとしても、

それをどのように評価するかが大変難しいと感じます。あと、この調査地点については、住居地域のところから撮ると風車がほとんど見えないような状況でしたので、そこから離れた川の橋の上の方から撮らせていただいておりますので、実際には住居からこんなに大きく見えるということはないとは思っております。

○顧問 分かりました。仰角はコンパスとかクリノメーターですごく簡易に測れるものでして、学生が実習でも使っているぐらいのものなのですけれども、篠原修先生が書かれている『景観用語事典』で圧迫感を表す仰角の角度も記載されていますので、『景観用語事典』等を御確認いただいて。仰角の方でも圧迫感を表す指標が出ています。仰角が12°以上だと圧迫感があって、首が見上げて痛くなってきてしまう。20°、30°だともっと高くなるので、そういうのを御確認いただけるといいかなと思いました。

○事業者 分かりました。その文献、私も確認してみて、実際に風力発電で同様に評価が使えるのかとか、そういったことも踏まえて、専門家とか、必要に応じてお聞きしながら進めたいと思います。

○顧問 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○顧問 ありがとうございます。身近な視点場からかなり大きく見えているようですので、その辺り、準備書の方にも今の御意見を参考にして少し丁寧に書いていただきたいですし、今後の進め方も、住民の方から御意見いただいているようですので、丁寧に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。では、お手が挙がっていないようですので、私から先に少し確認させていただきます。まず、補足説明資料のNo.17を開いていただけますか。17と20と23、同じようなコメントをさせていただきました。方法書の段階で現地調査の地点を決める、あるいは植生図を作成していく段階で判読素図を作っていたかどうかというのは有効な一つの方法だと思いますし、そういった形で進めていただくことは特に問題ないのですが、準備書の中で既存の現存植生図が文献資料としてあって、それに対して、今回きちんと現地に入って調査をして作成していただいた植生図があるのに、その途中にこの判読素図が準備書の中で入ってくると、非常に分かりにくくなってしまいますね。そういう意味で何点かコメントさせていただきました。いろいろ御対応はいただけるということですので、少し私のコメントを参考にしていただいて、その辺り準備書が前後して誤解を受けないような形で、場合によっては、この判読素図は要らないと思います。使ったものではあるかもしれないですけれども、既存文献があって、今回、現地調査をやったきちんとしたもの

を作成しましたと、そちらの情報だけで十分だと思いますので、その辺はまたよく御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 のぞみエナジーです。承知いたしました。評価書において適切に修正したいと思います。どうもありがとうございます。

○顧問 それから、補足説明資料のNo.42をお願いいたします。前件の議論とも関係するのですが、日本の植生自然度というのは、いろいろな経緯があって、一応潜在自然植生からの乖離を種組成をベースにして見ているところが出発点ですので、そういう形で、一部人為があってもほぼ自然とみなされるような種組成を持っているようなものは9、それに近いものが8となっているのですね。これが合理的かどうかは別問題ですけども。例えば、ブナ林があって、それが伐採で完全に種組成が変わってミズナラ林になってしまった場合には7、その途中段階のものはブナーミズナラとして慣例的に8としてきたのですね。そうすると、常緑広葉樹林帯だと、北の方で伐採されるとコナラ林に変わるので、そこは7になるのですが、シイ・カシ二次林というのは、ほぼ萌芽林で、繰り返し伐採されているようなところでも、慣例上8となっているわけですよ。なので、それに従った方がいいのではないですかというコメントだったのですが、先ほど私も確認させていただきました。事業者さんが言っている「現地調査に基づいて…実態を踏まえて」というところなのですが、シイ・カシ二次林のところは下線が引張ってあって、「下線をつけた凡例については、必要な場合に利用者が現地で確認し、植生の実態を踏まえて」というようなことも書かれております。ただ元の既存の文献の植生図が恐らく8となっていると思います。それに対して、一応7にするということになりますので、この状況、シイ・カシ二次林がかなり繰り返し伐採されていて、直径の小さいような林である、というようなデータは示していただく必要があると思うのですよね。群落高でも構いませんが、そういった情報はできるだけ出していただいて。そうでないと、全部シイ・カシ二次林が7になってしまいますので、それはおかしいですよ。ちゃんとここは現地の状況を見て判断しました、7ですとか、場合によっては、シイ・カシ二次林全部が7ではなくて、7のところと8のところと混在しているかもしれないですよ。その辺りが分かるようにして示していただかないといけないかなとは思っています。ただ、こちらを7とする可能性、7と8の部分がある可能性がありますので、そこはもう一度よく精査していただいて、7にできるところは7にさせていただいても、そう書いてありますので構わないかなと思います。それからモミ林については、凡例上モミというのがございません。もちろん、モミの二次林というの

はありますので、明らかにモミ二次林であれば、モミ二次林としていただいても構いませんが、一般的に二次林とされているのは、今、私が口頭で言ったように、繰り返し伐採されてきたような林になります。御回答の中にあるような、かなり樹齢も高いですし、モミ林としてもそれほど小さくないですね。もちろん、林分が縮小していたり、少し人間が立ち入ったような痕跡がある、そういうものの自然度の概念と植生自然度の概念が違うので、やはりこのモミ群落は下線が引張ってある群落ではありませんし、私は9としていただく方が妥当であると思います。これはここでこのようにコメントさせていただきます。それから、8であろうが9であろうが重要な群落であるということで、事業者さんが認識されていることが御回答でも書いてあると思います。次の補足説明資料のNo.43を見ていただけますかね。43に該当するところが、このコメントだと分かりにくかったかもしれないですけども、1,472ページを開いていただくと、重要な群落はありませんと書いてあるのですね。ですが、やはりここは9であることを覆すのもなかなか難しいだろうという部分と、それから、伐採歴とか人為的影響があるということは多少書いていただいても構いませんが、重要な群落としてそこは取り上げていただいて評価していただくことが必要ではないかなと考えております。それに関しては、恐らくこの事業に関して大きい影響が及ばないということですので、中身については記載していただくだけで構わないのかなと思いますけれども、私は、ここで重要な群落はないと書くのではなくて、そういった形で進めていただいた方がよいと思いますが、事業者さん、いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。コメントありがとうございます。まず、1点目のシイ・カシ二次林の話は、先生おっしゃるとおり、非常に判断が難しいところが正直あると思っています。特に7と8の分類をどこにするのかというところは1つ難しい点かなと思っています。補足説明資料でも御回答させていただいたとおり、実際7と8が恐らく混在しているような状況、8を7よりも太い木が生えている林分とするならば、混在している状況もあると思うので、それも踏まえて、評価書で改めて植生自然度の分類については検討したいと思っています。2点目のモミ林に関しては、今、8なのか、9なのかみたいなお話があったところだと思うのですが、この地域で、この標高帯でモミが残っているところは恐らく重要度が高いという御認識ではないかと思いました。一方、樹齢や林分の様子も含めて、8なのか、9なのか、非常に難しいところだと思うのですが、今回の事業では今8にしているところなのですが、今後、実際に現地の状況を改めて検討した上で、今回、先生のおっしゃったとおり、9に該当するのではないかということでしたので9になると

思うのですけれども、それも含めて評価書で対応したいと考えていますし、9になるということは、つまり重要な群落に該当すると考えますので、その点も評価書で修正したいと思います。以上です。

○顧問 8か9かというのは確かに判断難しいところはあると思うのですけれども、逆に言えば、前の方を読んでいただくと、必ずしも植生自然度が高いから価値が高いということではないということも書かれております。ということで、8か9かと判断を迷うような群落で、なおかつ、この地域で残存するモミが非常に少なくなっているという状況の中では、まずは8、9の判断以上に、重要な群落としてここを取り上げていただいて、影響予測の対象にしていただくというところが重要になるのではないかと思いますので、そこを是非御検討いただければと思います。多分、関連すると思います。植物関係の先生からお手が挙がっておりますので、よろしく願いいたします。

○顧問 関連して。植生自然度というのは、要するに代償度と考えた場合、人間の手がどれぐらい入っているか、それをひっくり返して自然性が高いとか低いとかという判断をしているだけであって、それが重要であるか、重要でないかという、絶対的な判断をするものではないということに関しては、環境省もそのように言っております。それで、ここではどう考えればいいのかというと、8でも9でも別にいいのですね。その地域を一つの生態系として捉えた場合に、どういう植生が重要なのかという考え方が重要であって、何も9だからいい、8だからだめだ、7は全然だめだということではないのですね。その地域にどういう植生が残っていて、自然性が低ければ、その中の二次林として発達しているものは当然重要な群落とする扱いがいいのかなと思いますし。例えば、普通の里山のようなものばかりが残っているところ、これは完全に二次林ですよ。自然度でいくと7になるのですけれども。では、全部が、普段伐採などを繰り返している二次林だから重要ではないのかというと、全然そんなことはなくて、特に都市近郊においては非常に重要な自然性の高いものになってくる、という判断をした方がよろしいのではないかなと私は考えています。ですから、そういったことで絶対的なものというのではなくて、相対的にいろんなものと比較をした上で考えていくというのが重要ではないかなと思います。参考にいただければと思います。以上です。

○顧問 ありがとうございます。今、非常に重要な御意見を頂戴したと思います。二種事業の判定基準、スクリーニング、それから配慮書での重要な自然環境、その中の文言をよく読んでいただければ分かると思うのですけれども、自然林、自然草原というのも入っ

ておりますが、例えば、長年使われてきたような里山の林とか、場合によっては都市の社寺林とか屋敷林、そういうところも重要であるということが書かれていると思います。地域の中での相対的な重要度なのですね。ブナ林があって、ブナ林が伐採された後に、例えば先駆的なもの、場合によってはミズナラが萌芽して交じっているような林。それはブナ林に対して少し人為的な影響を受けているので、残すのであれば自然が残っているブナ林の方だよねという意味では、二次林と自然林という対比ができると思いますけれども、里山の中で、例えば、水田の集水域にコナラ林が残っています、林床もいろいろな植物があります、周り、スギ植林ばかりです、というところでのコナラ林の重要度は、自然林と同じぐらい高いです。それから、都市の中で屋敷林が、場合によっては自然度2かもしれないですけれども、それはそれで重要度の高いものなのですね。重要度の軸というか、捉え方、そこはもう一回地域の中で落とし込んでいただくことになりますので、9、10だから絶対、それ以外は開発してもいいという考えは少し改めていただきたいと思いますので、その辺はよく御検討いただければと思います。植物関係の先生、非常に貴重な御意見ありがとうございました。

○事業者 日本気象協会です。コメントありがとうございました。本件も、そういった意味では、ここを最も植生自然度が高い林分と書いたところですが、モミ群落が特徴的だということで、そこを回避した計画になっているという点、改めてコメントしたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 計画の方はきちっとやっけていただいているのは、私も図面を見ておりますので、そこを書いていただければと思いますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。動物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 少し細かいことなのですが、発言させていただきます。知事意見を出していただけますでしょうか。知事意見の2ページ目の動物のところコメントしたいと思います。初めに、(1)のアカゲラが4シーズン記録されているというのは何かの間違いか、もし本当に記録されているのだったら、これだけで1つレポートを書いた方がいいぐらいのものなので、これはちゃんと確認していただければと思います。これ熊本県の審査会の方でも話題になったようですので、よろしくお願いします。それから、(2)のバードストライクに関しては、知事意見あるいは環境大臣意見からも出ていますけれども、クマタカの定常的な生息エリアであると同時に、アカハラダカ、国内では九州西部を渡っていくタカ、猛

禽類なのですけれども、そのアカハラダカの渡りの確認されるエリアですので、きちんと対応していただければと思います。その下の(3)、(4)でシカのこと書いてあるのですが、知事意見でも指摘されていますけれども、この事業を行うことによって新たに道路の法面等の緑化を行って、それがニホンジカを誘引してニホンジカの食害がまた広がることのないように、という知事意見なのですが、この点も是非きちんと対応していただければと思います。知事意見では、(4)で可能な限り評価書に記載することとなっておりますので、私からもこの点是非きちんと対応していただければと思います。以上です。

○事業者　のぞみエナジーです。コメントいただきまして、ありがとうございます。今お話しいただいたとおり、基本的には県知事意見の内容も、評価書の作成に当たってしっかり我々の方で検討した上で、適切に評価書の方にも可能な限り記載はさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○顧問　よろしく願いします。

○顧問　すみません、私も気になっているので、アカゲラのところはいかがですかね。コメントありましたらお願いいたします。

○事業者　日本気象協会です。こちら誤りでしたので、評価書で修正させていただきます。申し訳ございません。

○顧問　これは何の誤りだったか分かりますか。

○事業者　オオアカゲラの誤記でした。

○顧問　誤記ということですので、修正していただければと思います。よろしく願いいたします。では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。それでは、一通り御意見いただけたと思います。あとは事前にコメントもたくさん頂戴していると思います。いろいろ評価の仕方等コメントはさせていただきましたけれども、先ほど事業者さんから御説明あったとおり、そういった重要なところはできるだけ回避していただいているということですので、そのところを分かりやすく評価書に進むときに修正して伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。あとは、知事意見、大臣意見出ていると思いますので、そちらへの対応も丁寧にしていただければと思います。それでは、こちら本件の方の審査、これにて終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省　事務局でございます。3件目につきましても活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。今回は準備書の審査ということでございますけれども、様々コメントいただきまして、特に植生などにつきましてはサジェスションいただいたところ

でございます。シイ・カシ林、モミ群落など、記載ぶりについてよく御検討いただければと思います。ほか、水の濁りであったり、景観面、そして、先ほども県知事意見を踏まえながら、シカの食害などについても重ねてのコメントをいただいたところでございます。大きな変更は生じないとは承知しておりますけれども、他方、これから評価書を作成するに当たりますは、今日様々コメントいただきました、より正確な分かりやすい図書になるよう、事業者におかれましてはよろしくお願ひいたします。また、本日欠席の顧問につきましても補足説明資料で様々コメントをいただいております。県知事意見、そしてまた、これから我々の方でも勧告ということで文書を出させていただきますので、それらにつきましてもよく受け止めていただひ、検討の方よろしくお願ひいたします。このような形で評価書の作成に続けて作業していただければと思いますが、このような取りまとめ方はいかがでしようか。

○顧問 再調査とか項目の追加とか大きな変更はないですけれども、記載ぶりはかなり大きく追加等あると思いますので、そこはまた評価書で検討させていただければと思います。進めてください。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。そうですね。失礼しました。分かりづらひ表現でしたが、記載ぶりについてはしっかりと追加していただくようよろしくお願ひします。それでは、本日3件目となります審査もこれで終了させていただきますして、これで全ての議事を終了させていただきます。